

# 宮古市営建設工事に係る総合評価落札方式試行要領

平成 21 年 6 月 12 日

平成 21 年 12 月 22 日改正

(趣旨)

第 1 この要領は、宮古市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 の 2 又は第 167 条の 12 の規定に基づき、価格及びその他の条件を総合的に評価して、市にとって最も有利な者を落札者として決定する総合評価落札方式の特別簡易型（以下「総合評価落札方式」という。）による入札を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 総合評価落札方式を適用する工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に定めるいずれかに該当する工事の中から選定するものとする。

- (1) 同種・同類工事の実績、工事成績等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他市長が必要と認める工事

2 前項の規定による対象工事は、宮古市営建設工事請負資格審査委員会規程（平成 17 年宮古市訓令第 41 号）に規定する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、市長が決定するものとする。

(落札者決定基準)

第 3 市長は、総合評価落札方式による入札を実施するときは、あらかじめ当該入札に係る申込みのうち価格と価格以外の要素を総合的に評価して、市に最も有利な者を決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、審査委員会の審査を経て、市長が決定するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第 4 市長は、政令第 167 条の 10 の 2 の規定により総合評価落札方式の実施において落札者決定基準を定めるときには、2 名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見を述べられたときは、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告等)

第5 市長は、総合評価落札方式による入札を実施しようとするときは、入札公告等に次の各号に関する事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の対象工事であること
- (2) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準に関する事項
- (3) その他総合評価落札方式に関する事項  
(評価項目算定資料の提出)

第6 市長は、総合評価落札方式による入札において、価格以外の評価を行うために必要な資料(以下「評価項目算定資料」という。)について、入札に参加する者に提出を求めるものとする。

- 2 提出した評価項目算定資料は、修正、差替え、追加又は撤回をすることはできない。
- 3 評価項目算定資料の一部又は全部を提出しない者による入札又は当該評価項目算定資料に必要事項が記載されていない者の入札は無効とする。
- 4 評価項目算定資料の作成及び提出に要する費用は、入札に参加する者の負担とする。
- 5 提出された評価項目算定資料は、返却しないものとする。

(総合評価の方法)

第7 総合評価落札方式における評価点及びその算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価点 価格評価点に価格以外の評価点を加えた評価点
  - (2) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点
  - (3) 価格以外の評価点 入札参加者の評価項目算定資料から算定した評価点
- 2 価格評価点及び価格以外の評価点は、落札者決定基準に基づき算定するものとする。

(落札者決定の方法)

第8 落札者の決定は、次のいずれにも該当する入札者のうち、第7の総合評価点が最も高い者を落札者として決定する。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。ただし、最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格以上であって、かつ予定価格の制限の範囲内であること。
  - (2) 入札に参加する必要な資格を有していること。
- 2 前項の規定に該当する者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決めるものとする。この場合において、第4第2項の意見聴取を行うときは、当該意見聴取を行った後にくじ引きを行うものとする。なお、当該入札者がくじ引きを行わないときは、入札事務に関係のない職員にくじ引きをさせて決めるものとする。

3 市長は、落札者を決定したときは、当該落札者へ通知するものとする。

(総合評価結果の公表)

第9 総合評価落札方式により落札者を決定した場合には、市営建設工事に係る入札結果等の公表に係る規程（平成17年宮古市告示第18号）に定めるもののほか、次の事項を公表するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を行った理由
- (2) 入札参加者名
- (3) 各入札参加者の入札金額
- (4) 各入札参加者の価格評価点
- (5) 各入札参加者の価格以外の評価点
- (6) 各入札参加者の総合評価点

(苦情申し立て等)

第10 入札参加者は、第9の公表された結果により自らの評価点に疑義が生じたときは、結果の公表の日から起算して4日以内（休日を除く。）に疑義照会をすることができるものとする。

(補則)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の前日までに、下閉伊郡川井村を廃し、その区域を宮古市に編入する前の川井村営建設工事に係る特別簡易型総合評価落札方式試行要領（平成20年9月1日告示）によりなされた手続きその他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。